

# 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

社会福祉法人柘田福祉会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柘田福祉会の定款第8条及び第22条に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1の報酬を支払うことができる。但し、同日に併せて法人の業務を行った場合は、報酬は支払わないものとする。

2. 交通費はなしとする。

## (出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4. 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

## (兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

## (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

## 附 則

1. この規程は平成30年4月14日(評議員会の議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。
2. この規程は令和2年3月31日(評議員会の議決日)から施行し、令和2年4月1日から適用する。  
社会福祉法人柘田福祉会の役員報酬規程・旅費規程は廃棄する。

別表1 役員等報酬（日額）

名称	報酬
理事の出席報酬	2,000円
監事の出席報酬	2,000円
評議員の出席報酬	2,000円

別表2 旅費等（日額）

旅費	宿泊費	報酬	その他必要経費
実費	18,000円	5,000円	実費